

令和5年度
学校いじめ防止基本方針

大阪教育大学附属高等学校池田校舎

いじめの防止等のための対策に関する基本方針

はじめに

いじめはいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。生徒の尊厳を保持するため、国、地方公共団体、大学、地域社会、家庭、その他の関係機関との連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のため、基本方針を策定し、いじめの問題の克服に向けて、学校全体で取り組むものとする。

1. いじめとは（いじめの定義）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係※¹にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響※²を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等の当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。

※2「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2. いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行わなければならない。

3. いじめの防止等のための組織

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応する必要がある。学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たっての中核とするために「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

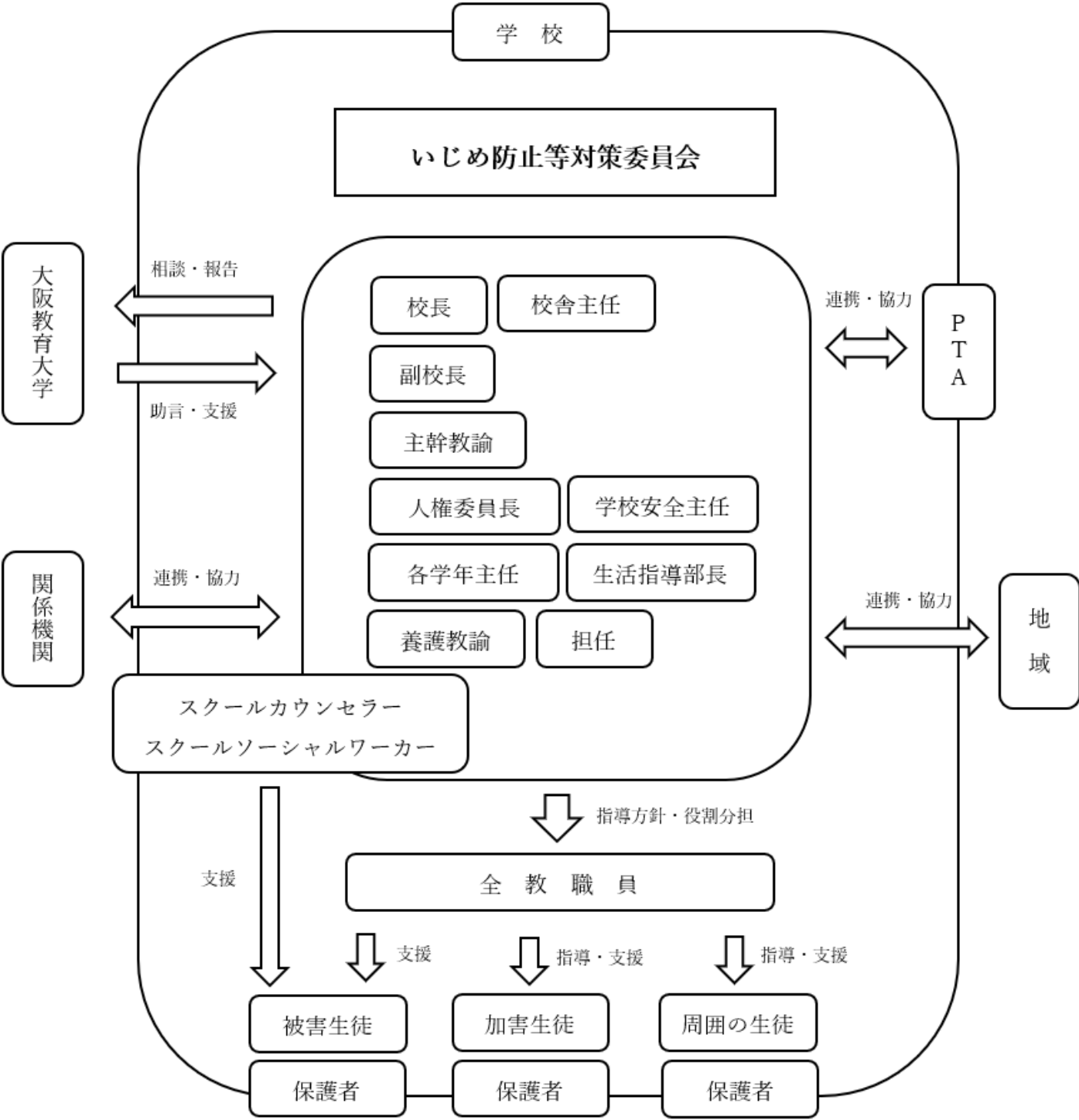
〔いじめ防止等対策委員会〕

- ①構成員 校長（校舎主任）、副校長、主幹教諭、各学年主任、生活指導部長、学校安全主任、人権委員長、養護教諭、担任、学校安全推進センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
なお、構成員は状況等に応じて編成し運営する。
- ②職務
ア.「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直し
イ.「早期発見・事案対処マニュアル」の策定と見直し
ウ.年間計画（学校いじめ防止プログラム）の策定、実施、検証、修正
エ.校内研修の企画と実施
オ.いじめの未然防止
カ.いじめの相談、通報の窓口
キ.いじめに関する情報の収集、調査と記録、共有
ク.いじめ事案への対応

資料1 いじめ防止等対策委員会の構成員と役割

構成員	役 割
校長 (校舎主任) 副校長	・学校いじめ防止基本方針を提示し、全体総括及び支援策の決定を行う。 ・校務の調整及び担当者に分担した役割について明確な指示や助言を行う。 ・大学への連絡や相談、要望などを行う。
主幹教諭	副校長を補佐 ・校務の調整及び担当者に分担した役割への支援を行う。 ・外部機関との連携の窓口を行う。 ・いじめ問題について教職員間での共通理解を図る。
学校安全主任 生活指導部長 人権委員長	・担当者に分担した役割への支援を行う。 ・いじめ問題に関する情報収集と記録を行う。 ・いじめ問題について教職員間での共通理解を促進する。 ・気になる生徒への対応を提案する。
養護教諭	・教育相談の実施状況を報告する。 ・気になる生徒への対応を提案する。 ・スクールカウンセラー等との面談計画の提案や調整を行う。 ・保健室における相談状況等を報告する。 ・保健室の活用方法を提案する。
学年主任 担任	・いじめ問題に関する情報収集と記録を行う。 ・加害、被害生徒や保護者への対応を行う。 ・仲間との関わりアンケート等の集約や学年の状況を報告する。 ・いじめ防止活動についての学年の取組の提案や報告を行う。
学校安全推進センター	・加害、被害生徒や保護者への対応、学校の相談体制へのアセスメントを行う。 ・気になる生徒への対応を提案する。
スクールカウンセラー	・教育相談の実施状況を報告する。 ・気になる生徒への対応を提案する。
スクールソーシャルワーカー	・加害、被害生徒や保護者への対応、学校の相談体制へのアセスメントを行う。 ・外部機関との連携を行う。 ・気になる生徒への対応を提案する。

資料2 いじめ防止等対策委員会を中心とした「いじめ対応」の組織図



4. いじめの防止

いじめの防止については、学校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことに留意し指導する。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じることができる学校生活づくりをめざす。

- ①全ての生徒を対象に、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ②学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等を感じられるように指導する。
- ③学級活動や生徒会活動などの場を通して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けて、自ら考え議論するなど、主体的に取り組めるように支援する。
- ④生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ⑤集団の一員としての自覚や自信を育むこと等により、人間関係等が過度のストレスにならないようにし、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくる。
- ⑥全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。
- ⑦いじめが重大な人権侵害であり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されない行為であることを十分に理解させる。
- ⑧教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

5. いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

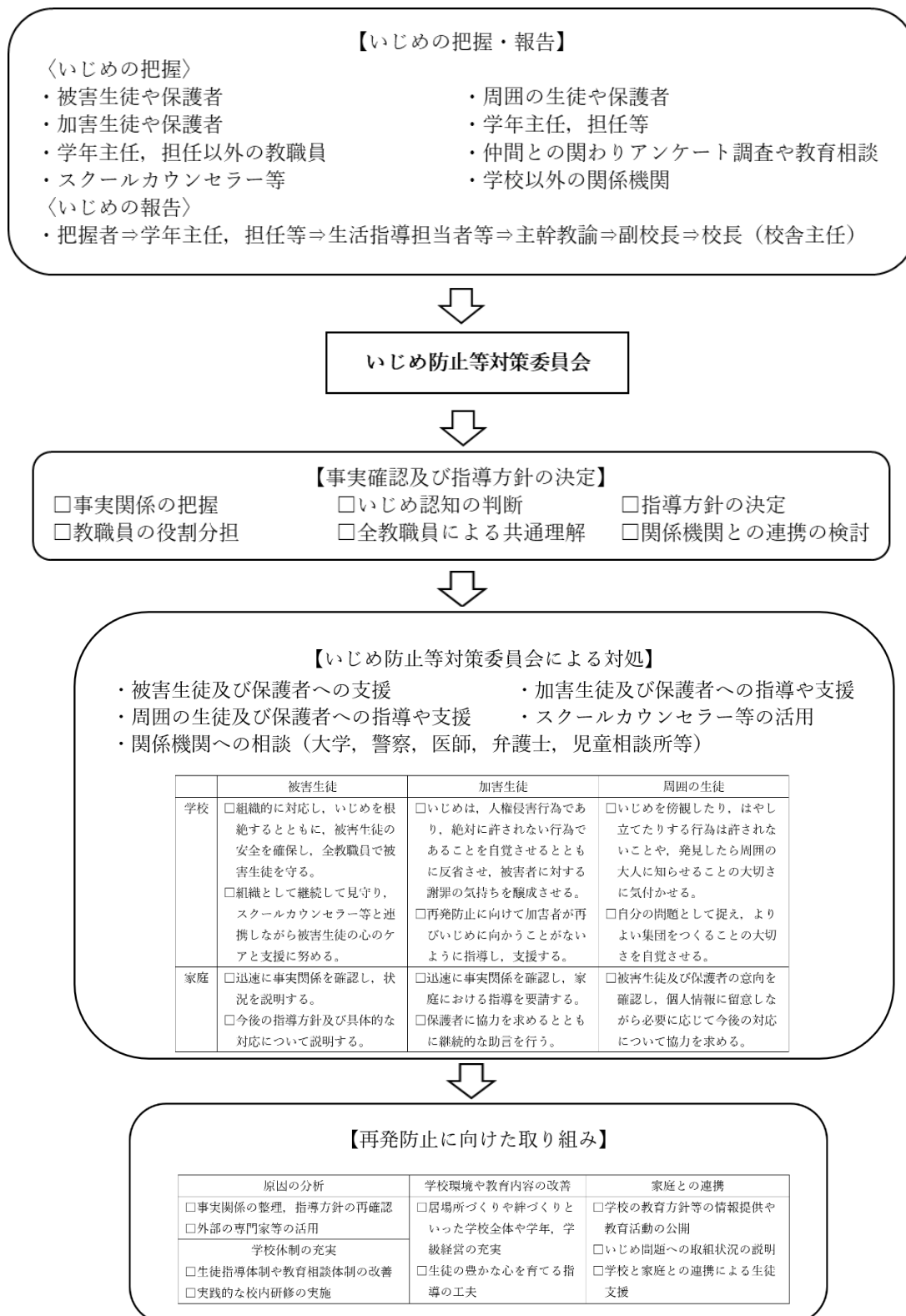
- ①日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ②定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒が学校にいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ③生徒からのいじめについての相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応するこ

とを徹底する。

④各学年は、養護教諭、スクールカウンセラー、学校安全推進センターとの情報交換を定期的に行い、情報の共有を図る。

⑤電話や SNS の相談窓口等、生徒がいじめについて相談しやすい方法を周知し、地域、家庭と連携して生徒を見守る。

資料3 いじめ早期発見・事案対処



6. いじめの認知

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめの認知はいじめ防止等対策委員会を中心として組織的に行い、学校は直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し徹底して守ると同時に、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。この際、いじめには多様な態様があることから、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることから、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については適切な対応が必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

7. いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む必要がある。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

いじめられた生徒の立場に立つて、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は柔軟な対応による対処も可能である。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが適当なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては被害者の意向にも配慮した上で組織的に判断し、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

＜組織的な対応＞

- ①いじめの問題については、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決や再発防止に至るかが大切である。いじめ防止等対策委員会を中心に、相互の連絡、報告を密にしつつ、いじめの発生等の詳細な状況把握を行い、適切な対応に努める。
- ②それぞれの教職員の役割分担や責務を明確にし、密接な情報交換により、共通認識を図り、全教職員で一致協力して対応に取り組む。

＜いじめた生徒への指導・措置＞

- ①いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感、疎外感を与えることがないように、一定の教育的配慮の下、いじめの非人間性や、いじめが他者の人権を侵す行為である事に気付かせ、他人の痛みを理解できるように指導する。
- ②いじめを行った生徒の抱えている問題点について、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で理解を深め、解決のための具体的な方針を検討する。学校はいじめに向かわない・いじめを許容しない態度・能力の育成に向けて積極的に支援を行う。
- ③いじめの状況によっては、いじめを受けている生徒を守るために、いじめを行った生徒に対して、自宅指導や、別室指導の措置を、大学と協議の上行うこともありうる。
- ④いじめの内容が、犯罪行為と判断される場合は、警察などの関連機関と協力して指導に当たる。

＜事実関係の把握＞

- ①いじめを受けている生徒の心理的圧迫感をしっかりと受け止めながら、丁寧に聞き取りを行うとともに、当事者だけでなく、まわりの生徒からも情報収集を行い、事実関係の把握を正確に行う。
- ②いじめを行う側と、いじめを受けている側の主張に隔たりがある場合も、生徒の気持ちをしっかりと受け止め、必要な対応を欠くことのないように努める。

＜いじめを受けた生徒への対応＞

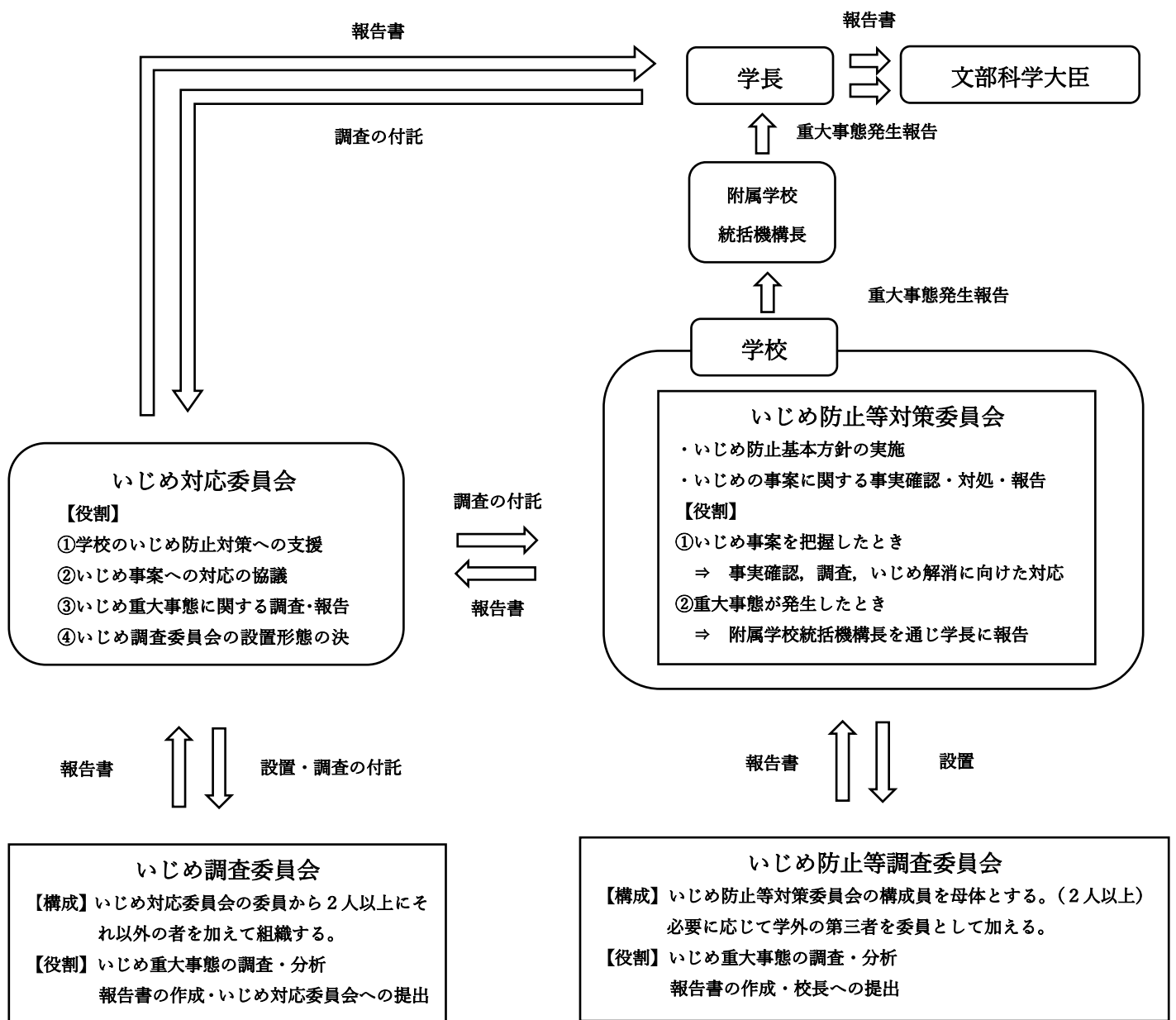
- ①生徒の対する親身な教育相談を充実させるため、スクールカウンセラーの活用や、養護教諭、学校安全推進センター等との連携を積極的に図る。
- ②いじめを受けている生徒には、いじめの解決に向けての様々な取り組みを進めつつ、生徒の立場に立って、必要な場合は緊急避難としての措置を取る。その際、保護者と十分に連携を取るとともに、その後の学習に支障を生じることのないように十分留意する。

8. 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときを「いじめ重大事態」とし、次の対応をとる。

- ①すみやかに大学に報告し、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断を仰ぐ。
- ②学校は、いじめ防止等対策委員会を中心として、当該重大事態に係る調査を行う。
- ③調査結果については、大学を通じて文部科学大臣に報告する。
- ④いじめを受けた生徒、保護者には調査結果、事実関係、その他必要な情報を適切に提供する。

資料4 重大事態への対応時の組織図



9. 学校及び教職員の責務

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験している。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、学校に在籍する生徒の保護者、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- ①全ての教職員の共通理解を図るため、また、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めるために、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施する。
- ②校内の教育相談（メンタルサポート）体制を整備し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ③学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、これらについての評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ④入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関に本基本方針を示し、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭との緊密な連携協力を図る。
- ⑤SPS（セーフティープロモーションスクール）の取り組みの中にいじめ防止を位置づけ、学校（教職員、生徒）と家庭、地域、関係団体が組織的に連携・協働して取り組む。

資料5 いじめ防止に関する年間計画

	生徒の活動	生徒・保護者懇談	校内研修、情報収集等	
4月	国際枠生徒歓迎会	生徒懇談	校内研修 (いじめ防止基本方針に関する研修) 新入生アンケート	各学年 生指人権 LHR
5月	研修合宿(1年) 遠足(2年, 3年) 球技大会		校内研修(生徒情報交換会)	
6月				
7月	附高祭	保護者懇談		
8月				
9月				
10月	修学旅行(2年) 附高オリンピック		仲間との関わりアンケート	
11月		生徒懇談	校内研修(生徒情報交換会)	
12月		保護者懇談		
1月			学校評価アンケート	
2月			仲間との関わりアンケート	
3月			校内研修(反省会)	

資料 6 校内研修

校内研修			
時期	研修名	ねらい	内容
4 月	いじめ防止基本方針に係る研修	「いじめ防止基本方針」の内容と具体的な方策についての理解を深め、全職員で共通理解を図る。	・「いじめ防止基本方針」の説明 ・方針に沿った具体的な取組の提案 ・全体で、学校としての取組の確認や共有
5 月	生徒情報交換会	各学年の情報交換を通して、組織的な生徒支援について考える。	・情報共有を通して今後の対応についての協議 ・全体で情報共有と学校全体での取組の共通理解
10 月	仲間との関わりアンケート	仲間との関わりアンケートを生かした生徒支援について考える。	・アンケートの内容とその意図の確認と共通理解 ・アンケート結果の考察と課題の明確化 ・学校全体での情報共有と具体的な取組の共通理解
11 月	生徒情報交換会	各学年の情報交換を通して、組織的な生徒支援について考える。	・情報共有を通して今後の対応についての協議 ・全体で情報共有と学校全体での取組の共通理解
2 月	仲間との関わりアンケート	仲間との関わりアンケートを生かした生徒支援について考える。	・アンケートの内容とその意図の確認と共通理解 ・学校全体での情報共有と具体的な取組の共通理解 ・アンケート結果の考察と課題の明確化
3 月	反省会	「いじめ防止基本方針」に基づく取組について振り返り、全職員で共通理解を図る。	・学校全体での情報共有と取組の共通理解 ・取組についての振り返りや結果の考察と課題の明確化 ・情報共有を通して次年度の取組の検討